

TPP(環太平洋パートナーシップ構想)協定交渉の分野別状況 〔内閣官房作成資料(平成24年3月)より抜粋〕

8. 知的財産

平成23年10月資料(前回)	平成24年3月改訂
<p>WTO・TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)の内容をどの程度上回る保護水準・保護範囲とするかを中心に議論が行われているが、米、豪、シンガポール、チリ、ペルーのように高いレベルの保護水準を有するFTAを既に締結している国がある一方、高いレベルの保護水準を有するFTAを締結した経験がない国もあり、個別項目についての意見は収斂していない模様。</p>	<p>1. WTO・TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)の内容をどの程度上回る保護水準・保護範囲とするかを中心に議論が行われているが、米、豪、シンガポール、チリ、ペルーのように高いレベルの保護水準を有するFTAを既に締結している国がある一方、高いレベルの保護水準を有するFTAを締結した経験がない国もあり、個別項目についての意見は収斂していない模様。</p> <p>2. 個別項目の中には、商標、地理的表示、著作権、特許、医薬品関連、執行関連等が含まれているが、各国の意見が異なっており、議論が続いている。</p> <p style="padding-left: 2em;">具体的には、視覚で認識できない商標、地理的表示の保護制度【注1】、著作権の保護期間、発明公表から特許出願までの猶予期間、営業秘密や医薬品のデータ保護期間、民事救済における法定損害賠償、著作権侵害に対する職権による刑事手続、インターネット・サービス・プロバイダの責任制限【注2】、遺伝資源及び伝統的知識【注3】等が議論されている模様。</p> <p style="padding-left: 2em;">【注1】「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が特定の地域等を原産地とするものであることを特定する表示をいう(TRIPS協定第22条第1項)。</p> <p style="padding-left: 2em;">【注2】インターネット・サービス・プロバイダの責任制限とは、インターネットによる情報の流通によって権利の侵害があった場合において、インターネット・サービス・プロバイダの損害賠償責任を制限すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">【注3】遺伝資源とは、現実の、または潜在的な価値を有する遺伝素材のことであり(生物多様性条約第2条)、伝統的知識とは、定義自体世界知的所有権機関(WIPO)で議論されているが、一般的には、伝統的背景における知的活動から生じた知識のこととされている。</p>